

船舶の衛生検査について

検疫法第 26 条に基づき、船舶衛生管理（免除）証明書の交付にかかる、船舶衛生検査について、世界保健機関(WHO)から加盟国に対して、国際保健規則(IHR) 2005 により、統一的な検査実施方法が示され、2012 年 6 月 15 日から完全施行されました。那覇検疫所では、申請に基づき船内の衛生管理状況等を確認する衛生検査を実施し、証明書を交付しています。

衛生検査では、船舶に検疫官が乗船し、感染症を媒介するネズミや蚊の生息の有無及び食品や飲料水の取り扱い、居住区、調理室、貯蔵庫、医療施設、廃棄物、機械室等の衛生管理状況について、書類確認、乗組員への聴取、現場確認等を行います。

1. 那覇検疫所管内で検査できる主な港

港名	申請窓口（検疫所名）	電話番号
那覇港 糸満港	那覇検疫所	098-868-1674
金武・中城港	那覇検疫所金武・中城出張所	(那覇検疫所に連絡)
平良港	那覇検疫所平良出張所	0980-73-5115
石垣港	那覇検疫所石垣出張所	0980-82-4940

※申請の受付は 08:30～17:00（土曜、日曜及び祝日を除く）

直前の申し込みの場合、業務の状況により、希望日に検査を実施できない可能性がありますので、早めにお問い合わせください。

2. 申請書類の提出

(1) 船舶に対する衛生検査の申請（検査申請）

- ・ 申請書
- ・ 船舶の詳細
- ・ 船舶国籍証書（写）
- ・ 国際トン数証書（写）
- ・ 既存の船舶衛生管理（免除）証明書（写）
- ・ 証拠報告書式（写）（添付されている場合）
- ・ 船内図（デッキプラン（客船のみ））

(2) 船舶に対する衛生検査の再検査申請（再検査申請）

- ・ 申請書
- ・ 船舶の詳細
- ・ 船舶国籍証書（写）
- ・ 国際トン数証書（写）
- ・ 既存の船舶衛生管理（免除）証明書（写）
- ・ 証拠報告書式（写）（添付されている場合）
- ・ 管理措置を実施した旨を確認できる書類
（専門業者の作業実施報告書等）

(3) 船舶衛生管理（免除）証明書の30日間の延長措置申請

- ・ 申請書
- ・ 船舶の詳細
- ・ 船舶衛生管理（免除）証明書の延長措置申請に関する申告書
- ・ (仮) 検疫済証または明告書（写）
- ・ 船舶国籍証書（写）
- ・ 国際トン数証書（写）
- ・ 既存の船舶衛生管理（免除）証明書（写）
- ・ 証拠報告書式（写）（添付されている場合）
- ・ 既存の船舶衛生管理（免除）証明書（原本）
- ・ 運行スケジュール

3. 船舶で事前に準備する書類

船内での検査を効率的に実施するため、事前準備書類を用意してください。

4. 船舶の全部に対する衛生検査手数料

衛生検査手数料は船舶の国際総トン数に応じた金額を収入印紙で納付してください。

衛生検査手数料と証明書交付手数料は別々に納付してください。

区 分	手 数 料
総トン数 500 トンまで	15,900 円
総トン数 1,000 トンまで	25,200 円
総トン数 5,000 トンまで	31,400 円
総トン数 10,000 トンまで	34,800 円
総トン数 50,000 トンまで	48,300 円
総トン数 50,000 トン超過	56,900 円 (貨物船にあつては 48,300 円)
証明書交付手数料	880 円

令和元年 10 月 1 日手数料改定

5. 参考資料

- ・ [WHO Guide to ship sanitation \(英文\)](#)
- ・ [WHO Guide to ship sanitation \(日本文\)](#)
- ・ [WHO による船舶衛生管理（免除）証明書発給港リスト](#)